

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 台風で壊れた家屋の減税措置

Q：私の家は、先日の台風で半壊してしまいました。この場合、所得控除が受けられると聞いたのですが、本当でしょうか。

A：雑損控除が受けられます。

### 【解説】

雑損控除は、災害や盗難、横領により、住宅や家財などに損害を受けた場合に適用されます。また、災害などで壊れた家の取壊しにかかった費用や原状回復のための修繕費といった災害関連支出も雑損控除の対象です。

控除額は、①（損失額－保険金などにより補填された金額）－合計所得金額の10%、②災害関連支出－5万円のうちいずれか多い方の金額となります。

控除しきれなかった損害額は、翌年以降3年間にわたり、繰り越して控除できます。

雑損控除とは別に、災害減税法というものもあり、これは損害額が住宅や家財の価額の50%以上で、被害者の年間所得金額が1千万円以下、しかも雑損控除は受けていないという条件を充たした場合にのみ適用されます。

控除額は、①その年の所得金額が5百万円以下の場合、全額免除、②5百万円超750万円以下の場合、2分の1の軽減、③750万円超1千万円以下の場合、4分の1の軽減となっています。

雑損控除と災害減税法のどちらを選んだ方が得かは、よく考えて申告しましょう。

以上は所得税の減税措置ですが、天災に遭った場合は、所得税以外にも住民税や固定資産税などさまざまな減税措置が受けられます。

